

## 新型コロナウイルス感染症に係る教職員の 自宅待機基準等の見直しについて

人 事 部

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応策の一つとして、本学教職員に対して運用している自宅待機・解除基準について、厚生労働省が定める「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が見直されたことを踏まえ、本基準についても以下のとおり見直し運用することとする。

### 【(現行) 自宅待機基準】

- ① 毎日、朝・晩2回の検温を実施し記録することを励行する。  
(体温計の取扱説明書どおりに2～3回測ることで正確な値が得られる)
- ② 発熱37.5度以上がある場合は、上長に報告したうえで自宅待機とする。平熱より0.5度以上高い場合も同様に取扱う。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)

### 【(新) 自宅待機基準】

以下のいずれかに該当する場合には、上長に報告したうえで自宅待機とする。

- ① 発熱等の風邪症状が見られる場合。
- ② 体調に異常のある場合(息苦しさ(呼吸困難)、息切れ、強いだるさ(倦怠感)、味覚障害、嗅覚障害、咳、くしゃみなど)。

※毎日、朝・晩2回の検温を実施し記録することを励行する。

※発熱の基準については個人差があるが、37.5度以上もしくは平熱より0.5度以上高い場合を目安とする(解熱薬や感冒薬を飲み続けなければならないときを含む)。

※妊娠中、基礎疾患を持つ教職員については、比較的軽い風邪の症状がある場合においても自宅待機とする。

### 【解除基準】

次の①～③の全てを満たした場合、自宅待機を解除することとする。

- ① 発熱があった場合、解熱後4日経過した。
- ② 発熱以外の症状について、改善後4日経過した。  
(発熱以外の症状：息苦しさ(呼吸困難)、息切れ、強いだるさ(倦怠感)、咳、くしゃみなど)
- ③ 最初の症状(自宅待機基準①もしくは②の症状)が発症してから少なくとも8日以上が経過している。

※解除基準②について判断に困る場合は、庶務課あるいは人事課等を通じて産業医に確認すること。

※軽微な症状により大事をとって自宅待機とした場合においては、庶務課あるいは人事課等を通じて産業医と相談のうえ、上記によらない自宅待機の解除を可能とする。

以 上